

審査基準（温泉の利用の許可）

温泉法

（温泉の利用の許可）

第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。
 - 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。
- 4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

（温泉の成分等の掲示）

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 温泉の成分
 - 二 禁忌症
 - 三 入浴又は飲用上の注意
 - 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
 - 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
 - 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出

に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

温泉法施行規則

(温泉の利用の許可の申請)

第七条 法第十五条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名し)
 - 二 浴用又は飲用の別
 - 三 温泉のゆう出地
 - 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
 - 五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 - 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

愛知県温泉法施行細則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

七 省令第七条第一項に規定する申請書 様式第八

5 第一項第七号の申請書には、省令第七条第二項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所及びその設備を明示する図面
- 三 温泉成分分析書の写し
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類